

令和 6 年度地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会について

1 評価委員会の概要

地方独立行政法人法（以下「法」という）第 11 条の規定に基づき、県の附属機関として「地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会」設置

【主な事務】

○ 以下に対し、意見を述べること

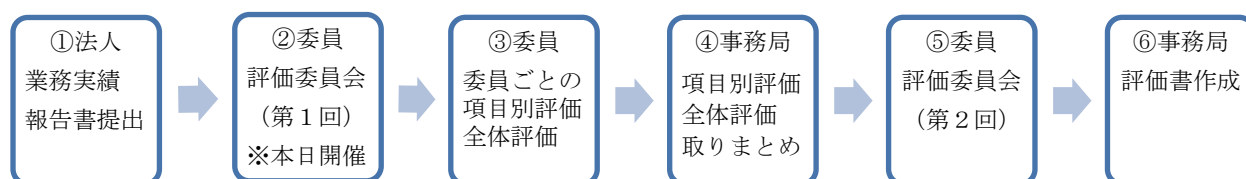
中期目標策定、中期計画策定、中期目標期間の暫定評価、中期目標の変更、前年度業務実績評価、前年度財務諸表、不要財産の県への納付、重要な財産の処分に関する知事の認可、役員報酬等の支給基準

2 令和 5 年度業務実績評価について（第 1 回・第 2 回委員会）

地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定により、地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下「法人」という。）の令和 5 年度業務実績等に関する評価について、御意見をいただきます。〔令和 6 年 7 月 2 日付け病院第 23 号により諮問（別添 1）〕

なお、評価結果については、法第 28 条第 5 項の規定により、法人に対して通知し公表するとともに、県議会（9 月開会）に報告します。

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が中期目標等に掲げた各項目の達成状況を検証し、S～Dの項目別自己評価を行います。

（※法人の項目別評価方法については、「③委員ごとの項目別評価及び全体評価への意見〔委員〕」の【項目別評価】と同様）

②第 1 回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

③委員ごとの項目別評価及び全体評価への意見〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、事務局が作成した項目別評価シート（別添 2）の各項目について、各委員が S～D の項目別評価を行うとともに、全体評価シート（別添 3）により記述式で全体評価を行います。

④項目別評価及び全体評価への意見取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価及び全体評価を取りまとめます。

⑤第 2 回評価委員会

④の取りまとめ結果を基に、事業年度評価書（案）の最終検討を行います。

⑥評価書作成〔事務局〕

評価委員会の結果を基に、事業年度評価書を作成します。

【項目別評価】

評価	評価項目	判定基準
S	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。	・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合 ・ 定量的指標で評価できない項目については原則 S 評価なし
A	当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上 ・ 定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的指標で評価できない項目については、困難度が「高」とされた目標について、目標の水準を満たしている場合
B	中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 ・ 定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしている場合（「A」に該当する事項を除く。）
C	中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。	・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満 ・ 定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしていない場合（「D」に該当する事項を除く。）
D	中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。	・ 定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合 ・ 定量的指標で評価できない項目については、目標の水準を満たしておらず、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められる場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要な場合

【全体評価】

	評価の観点	留意点
イ	法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。	・ 精神疾患、がん疾患の専門病院として、民間の医療機関では対応が困難で県民に必要な政策医療や高度・専門医療が確実に実施されているか ・ 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療の提供、質の高い医療従事者の養成に努めるなど、県民の医療需要の変化に的確に対応するための取組を行っているか
ロ	地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。	・ 県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか ・ 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか ・ 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

3 具体的スケジュール

回数	日付	内容
第1回	7月9日（火） 18:00-19:00	令和5年度業務実績について
第2回	8月1日（木） 17:00-18:00	令和5年度業務実績に関する評価について

4 提出書類等について

第1回委員会終了後に、各委員の項目別評価及び全体評価を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第1回委員会後の提出書類】

○様式1「項目別評価シート」（別添2）

○様式2「全体評価シート」（別添3）

【提出期限】

令和6年7月16日（火）まで

【提出先】

事務局（宮城県保健福祉部県立病院再編室）宛て電子メールにて提出願います。

なお、様式のデータは委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail : byouinj@pref.miyagi.lg.jp

○ 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15 法律第 118 号）】〈抜粋〉

事業年度評価について

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例（H22 宮城県条例第 23 号）】〈抜粋〉

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項（中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）に関する評価について知事に意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

（委員長及び副委員長）

第五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【宮城県情報開条例（H11 宮城県条例第 10 号）】〈抜粋〉

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合